

## 日本農業遺産を生かしたまちづくり事業 募集要項



## 1. 趣旨

令和3年2月、丹波篠山の黒大豆栽培が、「約300年も前から何世代にもわたり独自の伝統技術の中で培われ、将来に向けて受け継がれるべき農業システム」として、日本農業遺産に認定されました。栽培技術だけでなく、集落での助け合い、優良種子の選抜育種、灰小屋のある農村景観、ため池・水路の生物多様性も評価されています。

この伝統ある農業システムを次世代に継承していくため、また、黒大豆のブランドを守り育てていくため、地域や市民の皆さんが自主的に取り組むまちづくり事業を支援します。自由な発想で、日本農業遺産の誇りや魅力、価値をさらに高めていきましょう。

## 2. 対象事業

## (1) 栽培技術の継承や向上

学習会、講習会、栽培実証、新しい農法の試みなど

## (2) 販路拡大や商品PR

新商品やレシピの開発、メニューの作成、PR職の作成、ロゴ印刷など

## (3) 食育や食文化の研究・啓発

黒大豆郷土料理の普及、おいしい食べ方研究、昔の調理方法復元など

## (4) 生物多様性を高める取組

生き物調査、水路の生態系に配慮した環境整備など

## (5) 灰小屋の利活用

灰肥料づくりや焼土づくり、灰小屋ウォーキングなど

## (6) 灰小屋の修復、修繕、補修

## 3. 対象としない事業

(1) 団体及び団体を構成する者の財産形成を目的とする事業

(2) 宗教活動や政治活動を目的とする事業

(3) 公序良俗に反する内容が含まれている事業

(4) 農地、水路又は山野の維持管理のために行う通常の草刈りなどの環境整備事業

#### 4. 対象団体（10団体程度の採択を予定）

- (1) 市民団体、地域団体等《丹波篠山市内を活動基盤とする組織であること  
（営農組織、自治会、まちづくり協議会、PTA、子ども会など）  
（1）灰小屋の修復等を行う場合のみ、個人での申請が可能です。
- (2) 市内事業者組織（商工会、協会、組合等含む）やNPO法人  
（1）事業者については、3者以上が構成員となっていること。

#### 5. 補助内容等

- (1) 補助額（補助率10／10）  
1団体につき10万円を上限とします。（予算の範囲内において決定）  
※ 補助率は上限であって応募状況により引き下げることがあります。
- (2) 事業期間  
令和7年3月31日まで
- (3) 補助対象経費
  - ① 報償費（外部講師や協力者等への謝金）
  - ② 旅 費（外部講師や協力者等の交通費、宿泊費）
  - ③ 需用費（事務用品、活動資材、参加賞、記念品、燃料代、食材、印刷費用  
※ 単価が1万円以上で備品に相当するものを除く
  - ④ 役務費（郵便代、ボランティア保険、振込手数料）
  - ⑤ 委託料（会場設営、事業実施時の警備費用、看板等の物品作成費用）
  - ⑥ 使用料（会場使用料、機器等リース料）
  - ⑦ その他（事業実施にあたり必要と認められる経費）

#### 6. 補助団体の決定

- (1) 決定方法  
書類審査に基づき、補助団体及び補助金額を決定します。審査によって補助金額を減額することがあります。
- (2) 評価の視点
  - ① 本事業の趣旨に沿った計画となっているか。
  - ② 「農業システムを次世代に継承していく」「黒大豆のブランドを守り育てていく」視点が明確か。
  - ③ 公益性の高い事業か。
  - ④ 計画に対して、妥当な経費が計上されているか。
- (3) 申請方法等  
事業申請書を下記担当まで提出ください

## 7. 補助方法等

### (1) 補助金の支払い

事業終了後の精算払いを原則とします。事業実施前の概算払いを希望される場合は、ご相談ください。

### (2) 実績報告

事業完了後は、事業完了の30日以内もしくは令和7年3月31日までに実績報告書の提出をお願いします。

### (3) 補助の取消及び補助金の返還

補助金を対象事業以外の用途に使用したときや補助要件に違反したとき、又は不正な手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、補助を取り消すほか、既に支払い済みであっても補助金の返還を求めます。

## 8. その他

(1) 事業実施に関する責任は、すべて実施団体に帰すものとします。

(2) 他の市補助金を併用して、同一内容の事業を行うことはできません。

(3) 申請書等の様式は市のホームページよりダウンロードできます。

※ 「丹波篠山市 日本農業遺産 まちづくり」で検索してください。

(4) 年度末に開催予定の実績報告会に成果報告をお願いする場合があります。



申請先、お問い合わせ

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

丹波篠山市役所 農都創造部農都政策課農業係

TEL 079-552-1114 FAX 079-552-2090

電子メール [norin\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:norin_div@city.sasayama.hyogo.jp)